

令和6年度

葛飾区高等学校卒業程度認定試験

合格支援講座受講費助成金のご案内

様々な事情から高校を卒業していない方が、より良い条件での就業につなげるため、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する場合に費用の一部を助成します。

高等学校卒業程度認定試験とは？

様々な理由で、高等学校を卒業できなかった方等の学習成果を適切に評価し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。合格者は大学・短大・専門学校の受験資格が与えられます。また、高等学校卒業者と同等以上の学力がある者として認定され、就職、資格試験等に活用することができます。(文部科学省HPより)

文部科学省ホームページ

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定) > 高等学校卒業程度認定試験 概要・パンフレット等

区ホームページ

トップページ > 子育て・教育 > 子育て > 子ども・若者 > 高等学校卒業程度認定試験に向けた講座受講費用の一部を助成します

※区ホームページで、[ページ番号検索](#)を押し、1033014を入力して検索できます。

事前相談・申請窓口

葛飾区 子育て支援部 子育て政策課 子ども・子育て計画係

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 葛飾区役所7階707番窓口

電話 03-5654-8578 (直通)

※月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで(祝日、年末年始を除く)

助成対象者

【助成対象者】

- ・葛飾区に住所を有する方
 - ・受講者（注1）が受講する助成対象の講座（注2）の費用を負担する方
- （注1）受講者（講座を受講する方）
- ・葛飾区に住所を有する方
 - ・満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満40歳に達する日までの間にある方
 - ・高等学校卒業生、大学入学資格検定合格者、高卒認定試験合格者等の大学入学資格を取得していない方
- （注2）受講前に助成対象の講座の指定を受ける必要があります。

申請の流れ

講座の指定申請

※審査にお時間をいただくため、希望する講座の申込期限1ヶ月前程度を目途に、事前に相談のうえ申請をお願いいたします。
表紙の「事前相談・申請窓口」へお問い合わせください。

講座指定可の通知を受けた方 → 講座申し込み・受講開始

①受講開始時給付金の交付申請（講座の受講開始日を含めて30日以内に申請）

審査 → 交付決定 → 請求 → 交付

②受講修了時給付金の交付申請（講座の受講修了日を含めて30日以内に申請）

審査 → 交付決定 → 請求 → 交付

高卒認定試験全科目合格（受講修了日を含めて2年以内）

③合格時給付金の交付申請（合格証書に記載の日を含めて40日以内に申請）

審査 → 交付決定 → 請求 → 交付

※①、②、③の助成金の交付は、一人の受講者につき、それぞれ1回限りです。

助成金の額等

助成金の額は、以下の表に記載の額と実際に支出した額とを比較して少ない方の額とします。1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

助成金の種類	助成金の額	
	通信制の講座の場合	通学又は通学及び通信併用の講座の場合
①受講開始時給付金	講座受講のために支払った費用の4割 10万円が上限額 4千円を超えない場合は対象外	講座受講のために支払った費用の4割 20万円が上限額 4千円を超えない場合は対象外
②受講修了時給付金	講座受講のために支払った費用の1割 ①と合わせて12万5千円が上限額 4千円を超えない場合は対象外	講座受講のために支払った費用の1割 ①と合わせて25万円が上限額 4千円を超えない場合は対象外
③合格時給付金	講座受講のために支払った費用の1割 ①と②と合わせて15万円が上限額	講座受講のために支払った費用の1割 ①と②と合わせて30万円が上限額

※高等学校卒業程度認定試験の受験料は助成の対象外です。

助成金の額の計算方法

通信制の講座で、受講のために支払った費用が30万円の場合

助成金の種類	計算方法 ※1円未満切り捨て	上限額（累計）	助成金の額	助成金の累計
① 受講開始時給付金（4割）	$30万円 \times 0.4 = 12万円$	10万円	10万円	10万円
② 受講修了時給付金（1割）	$30万円 \times 0.1 = 3万円$	①+②=12万5千円	2万5千円	12万5千円
③ 合格時給付金（1割）	$30万円 \times 0.1 = 3万円$	①+②+③=15万円	2万5千円	15万円

通信制の講座で、受講のために支払った費用が20万円の場合

助成金の種類	計算方法 ※1円未満切り捨て	上限額（累計）	助成金の額	助成金の累計
① 受講開始時給付金（4割）	$20万円 \times 0.4 = 8万円$	10万円	8万円	8万円
② 受講修了時給付金（1割）	$20万円 \times 0.1 = 2万円$	①+②=12万5千円	2万円	10万円
③ 合格時給付金（1割）	$20万円 \times 0.1 = 2万円$	①+②+③=15万円	2万円	12万円

(1) 講座の指定申請時に提出するもの

- ①対象講座指定申請書兼同意書（第1号様式）
- ②受講費用を負担した方と受講者の世帯全員の住民票の写し（★）
- ③児童扶養手当証書の写し又は同等の所得水準であることを証する書類（★）
※受講費用を負担した方が、ひとり親家庭の親の場合のみ
- ④親権者同意書（第2号様式） ※助成対象者の方が18歳未満の場合のみ
- ⑤受講を希望する講座の資料（パンフレットなど）

※「(★)」が付いた書類は、区の公簿で確認可能で、(1)①で同意をいただいた場合は提出不要です。

(2) 助成金の交付申請時に提出するもの

◆各給付金共通

- ①交付申請書兼同意書（第4号様式）
- ②受講費用を負担した方と受講者の世帯全員の住民票の写し（★）
- ③児童扶養手当証書の写し又は同等の所得水準であることを証する書類（★）
※受講費用を負担した方が、ひとり親家庭の親の場合のみ
- ④親権者同意書（第2号様式） ※助成対象者の方が18歳未満の場合のみ

※「(★)」が付いた書類は、区の公簿で確認可能で、(2)①で同意をいただいた場合は提出不要です。

◆受講開始時給付金申請時のみ

- ①区から通知した対象講座指定審査結果通知書
- ②受講のために支払われた費用を確認できる領収書
- ③受講費用を負担した方が、受講者が受講する講座の費用の負担をしたことが分かる書類（領収書に記載がある場合は、提出不要。）

◆受講修了時給付金申請時のみ ⇒受講修了を証する書類

◆合格時給付金申請時のみ ⇒高卒認定試験の合格を証する書類

(3) 助成金の交付決定通知を受けてから提出するもの

請求書（第6号様式） ※助成金の支払には請求書の提出が必要です。